

## 令和7年第8回女川町教育委員会会議録

1 招集月日	令和7年8月27日 (水)
2 招集場所	女川町役場 3階 小会議室
3 出席委員等	1番 横井 一彦 委員 2番 新福 悅郎 委員 3番 中村 たみ子 委員 4番 山内 哲哉 委員 平塚 隆 教育長
4 欠席委員	なし
5 説明のため出席したもの	教育局 局長 新田 太 教育局 参事 佐藤 拓也 教育局 次長兼指導主事 佐々木 光春 教育局 次長 櫻井 政徳 教育局 教育指導員 坂本 忠厚
6 本委員会の書記	参事 佐藤 拓也
7 開会	午前10時00分
教育長	それでは、令和7年第8回女川町教育委員会を開会します。
8 会期の決定	会期は、本日1日限りといたします。
教育長	会期は、本日1日限りといたします。
9 前回会議録の承認	教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。 既に配付されておりますが、委員の皆様方何かお気付きの点はありませんでしようか。 無いようですので、承認とさせていただきます。
10 会議録署名委員の指名	教育長 3番 中村たみ子 委員 4番 山内 哲哉 委員 よろしくお願ひいたします。
11 議事	教育長 それでは、議事に入ります。 はじめに、報告第2号「専決処分の承認を求めるについて」 をお諮りします。 書記に議案を朗読させます。 (議案朗読)
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育局長 それでは私から、報告第2号「専決処分の承認を求めるについて」の内容をご説明申し上げます。

専決処分した内容は、社会教育施設及び町立認定こども園新築工事に係る契約の締結に対する意見についてです。

地方自治法及び地方自治法施行令の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事または製造の請負は議会の議決が必要ですが、議案の提案は、町長の権限であり、教育委員会は議案の提案権はございません。

教育委員会に関する議案を上程する場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長は、事前に教育委員会の意見を聞かなければならぬと規定されております。

また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を経るべき議案については、教育委員会は意見を申し出ることができます。

今回、社会教育施設及び町立認定こども園新築工事の契約締結に係る議案を令和7年第3回女川町議会定例会に追加提案するため、令和7年6月12日付で、女川町長から教育委員会に意見を求められたところであります。

本来であれば、教育委員会を開催し決定すべき案件ではございましたが、今回の定例会は令和7年6月16日の開会であり、既に告示されていた案件に追加して議案を提出するためには、令和7年6月16日までに町長が議会へ送付する必要があるため、教育委員会からの意見は、議会へ送付する当日までに申し出る必要がございました。

女川町教育委員会会議規則第2条の規定により、教育委員会の会議招集は、教育長が会議の3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して行うこととなっております。ただし、急を要する場合はこの限りではないとされておりますが、諸般の事情を考慮いたしまして、喫緊での教育委員会の開催は困難であったため、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づきまして、令和7年6月13日付で専決処分したので、同条第2項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、本件の具体的な内容についてご説明申し上げます。

入札業者関係資料でございます。

工事名が、社会教育施設及び町立認定こども園新築工事となります。

制限付き一般競争入札（総合評価落札方式）にて、令和7年6

月 6 日に執行し、4 社が応札いたしました。

今回の入札は、総合評価落札方式を採用し、入札金額を価格評価点として100点中80点を配分したものと、過去の工事実績や地域貢献等を評価した価格以外のものに評価点を100点中20点配分したものを合わせて、合計100点で採点を行い、最も高い点数の業者を落札者とするものです。

入札の結果、予定価格税抜き22億8,900万円に対し、22億6,500万円で遠藤興業株式会社が落札し、その後、仮契約を締結し、議会に契約の提案を行い、令和7年6月18日に議会の議決を得ております。

税込みの契約金額は、24億1,950万円となります。

工期につきましては、令和7年6月19日から令和9年2月1日までとしております。

次に、配置平面図となります。

敷地の西側に社会教育施設、東側に町立認定こども園、その間に屋根下広場を整備し、中央にグラウンド、周辺に駐車場を整備いたします。

次に、社会教育施設1階の平面図となります。

南側中央が入り口になり、北側に管理室、多目的室、調理実習室が並び、入り口の西側に畳休憩室を整備し、さらに、その西側の奥に体育室を整備いたします。東側には、屋内遊戯室とこあがりライブラリーを整備いたします。

次に、社会教育室2階の平面図となります。

間仕切りが可能な研修室、屋外からも搬入できる倉庫、みはらしカウンターを整備いたします。

次に、認定こども園の平面図になります。

中央の園庭を囲むように、北側に5歳児、4歳児、3歳児保育室、東側に遊戯室と調理室、南側に0歳児、1歳児、2歳児保育室と事務室を整備いたします。

最後に、全体の把握図となります。

以上、「社会教育施設及び町立認定こども園新築工事に係る専決処分の承認を求めることについて」の内容でございます。

ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。

また、規則のうえでは、専決処分した場合は、最近の教育委員会で報告することとされておりますが、事務処理の都合上、及び津波警報等の事情により、前回及び前々回の教育委員会ではなく、今回の報告になりましたこと、お詫びのうえ、ご理解賜りたいと思います。

	以上です。
教育長	それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がございましたらお願いいいたします。
	本来であれば、8月のこの会議ではなくて、その前にということだったのですが、先月あのような形で話し合う機会がなかったものですから、そのあたりについては、ご了承いただければと思います。
	よろしいですか。
	(「異議なし」の声あり)
教育長	なければ、承認ということでおよろしいでしょうか。
	(「はい」の声あり)
教育長	それでは、報告第2号は承認されました。
	続きまして、報告第3号「専決処分の承認を求めるについて」をお諮りします。
	書記に議案を朗読させます。
	(議案朗読)
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育局長	それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めるについて」の内容をご説明いたします。
	専決処分した内容は、令和8年度使用教科用図書及び令和8年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択についてです。
	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条におきまして、教育委員会の職務権限が第1号から第19号まで規定されておりますが、その中の第6号において、教科書その他の教材の取扱いに関することが定められております。
	また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条では、教科用図書の採択について規定されており、同条第5条において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないとされております。
	本来であれば、教育委員会において決定すべき案件ではございましたが、前回の教育員会においては、開会前に津波警報が発令されたため、会議録の承認のみを行い、議案等については、次回以降に審議することといたしました。
	しかし、教科書の採択の報告は7月末までの報告とする必要があり、7月中の再度教育委員会を開催することが困難であったため、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第

1項の規定に基づきまして、令和7年7月30日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により、本日の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

それでは、本件の具体的な内容についてご説明申し上げます。令和8年度に使用する教科用図書の採択につきましては、東部採択地区協議会の規約に諮り、中学校教科用図書及び小中学校教科用図書（附則第9条による一般図書）の選定事務を行い、7月4日に開催されました東部採択地区協議会で決定され、7月7日付けで採択結果の通知があつたものでございます。

教科書の採択につきましては、文部科学省初等中等教育局長からの通知に基づき、当該協議会におきましても、教科用図書の適正かつ公正な採択を行うこととされております。

この採択結果につきましては、一覧表を添付してございます。なお、義務教育諸学校において使用させる教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないこととされております。学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択一覧でございます。

小学校は、生活、国語、算数、図工、道徳、体育の合計87冊。中学校は、国語、社会、数学、理科、美術、保健体育、職業・家庭、英語、道徳など、合計54冊でございます。

特別支援学級用のもので、知的障害者用は、小学校は国語、算数、生活、音楽の合計13冊。中学校は国語、社会、数学、理科、音楽、職業・家庭の合計12冊で、視覚障害者用は、小学校は国語6冊、中学校は国語1冊でございます。

次に、採択の経過についてご報告いたします。

6月6日に東部採択地区協議会役員会が開催され、本年度の教科書選定、採択の方針、日程等が協議されました。

女川町、東松島市、石巻市、登米市の中・中学校のそれぞれの担当の中から選出された調査員が小学校部会、中学校部会ごとに分かれて、6月19日・20日の2日間にわたり調査、研究を行いました。

また、教科書展示会は、6月13日から7月2日まで、宮城県石巻合同庁舎及び登米合同庁舎において開催されました。

これらを踏まえ、7月4日に東部採択地区協議会が開催され、東部採択地区協議会規約第5条の規定に基づき、石巻市、東松島市、登米市の各教育委員会から2名ずつ、本町教育委員会からは中村委員と平塚教育長が出席し、合計8名で構成される協

	議会において、種目ごとに代表調査員からの報告を受けて、宮城県で策定した選定資料を参照し、教科用図書が選定されました。
教育長	以上、「教科用図書（一般図書）の採択に係る専決処分の承認を求めるについて」の内容でございます。 ご審議のうえ承認賜りますようお願い申し上げます。
新福委員	それでは、ただ今の議案説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。
教育長	前回の採択から今回変更になった教科書というのは、説明では去年から同じものということがありました、何かあったのでしょうか。教科書会社が変更になったというものはないんですね。
中村委員	特にないと思います。新たに加わったものを見させてもらって、それで決まったということになります。
新福委員	小学校は4年間なので、その期間中にあるんですね。今回は、学校教育法附則第9条の特別支援の方の一般図書の採択が主でした。
中村委員	大きな採択の変更というのは、今回は行われなかつたということですね。了解です。
教育長	はい。まだですね。
教育長	小・中学校はまだですね。今回は特別支援関係とご了解いただければと思います。
教育長	ほかにございませんか。
教育長	（「異議なし」の声あり）
教育長	なければ、承認ということでよろしいでしょうか。
教育長	（「はい」の声あり）
教育長	それでは、報告第3号は承認されました。
教育長	続きまして、議案第13号「令和7年度女川町教育委員会活動状況に関する点検及び評価報告書（令和6年度実施分）について」をお諮りします。
教育長	書記に報告を朗読させます。
教育長	（議案朗読）
教育長	ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。
教育局長	ただ今議案となりました、議案第13号「令和7年度女川町教育委員会活動状況に関する点検及び評価報告書（令和6年度実施分）について」の提案理由を申し上げます。
	本件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施した点検及び評価の結果を、報告書と

教育長

して取りまとめいたしましたので、議会への提出及び公表について承認を求めるものでございます。

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。

また、実施にあたっては、学識経験者の知見の活用を図るものとされているため、既に委員委嘱しております学識経験者3名から意見聴取を行いました。

その結果を取りまとめ、公表することによって、町民に対する教育行政の説明責任を果たすとともに、適正かつ効率的で信頼される教育行政の推進を図ることを目的としております。

この点検及び評価等については、対象事業における実施状況及び成果、今後の課題等について自己評価を行い、その内容について学識経験者から意見を聴取し、報告書として取りまとめたものとなります。

次に、教育行政評価委員会の開催状況でございますが、第1回を7月11日（金）に、第2回を8月21日（木）に開催し、令和6年度に実施した事業の点検・評価を行っていただきました。

教育行政評価委員は、宮城教育大学大学院教育学研究科特任教授の前田正氏、石巻専修大学人間学部人間教育学科特任教授の奥山勉氏、女川町商工会副会長の島貫洋子氏の3名でございます。

以上が、提案理由に関するご説明となりますが、報告書の内容につきましては、教育長からご説明申し上げます。

それでは、私から報告をさせていただきたいと思います。

教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の報告につきましては、ただ今の提案理由の説明の中で局長からあったとおりでございます。

大変申し訳ございませんが、時間の関係で報告書の詳細な内容については割愛させていただきまして、私からは、教育行政評価委員からの主な意見のみかいつまんで説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、恐れ入りますが、はじめに、教育大綱に示されております基本的方向1「自立するための夢と志、確かな学力の育成」についてでございます。

この基本的方向1につきましては、教育行政評価委員の皆様方から大きく4点ご意見を頂戴しました。

まず、「自立のための「みやぎの志教育」の推進」について、毎年実施している立志の会では、小学校6年生が参加し、中学校2年生一人一人が立志の言葉を力強く発表する姿から、自分の将来についての夢や希望を持って意欲的に取り組もうとする態度の育成が期待できる事業として定着している。今後も、生徒主体で「実行委員会」に主催させるなど、常日頃から「みやぎの志教育」のねらいに沿って、キャリア教育や生き方について考える機会を与えて、夢に向かって主体的に成長できるような教師の働き掛けや支援に努めてほしいということでした。

2点目、「子供の可能性を広げる確かな学力の育成」では、子供たち自身の主体的な学びが課題である。小中一体型の利点を生かし、教科ごと9年間で身に付けさせたい資質・能力を明確にして、従来型の授業から「共に学び合う授業」の実現に向けて、さらに研究を充実させてほしいということでありました。

また、全国学力・学習状況調査の状況を見ると、小・中学校ともに全国平均正答率を下回る結果となっている。小・中学校それぞれの課題を踏まえ、一人一人の回答状況について分析し、その対策を具体化し学び直しをさせるとともに、実施学年以外においても取組内容を共有しながら、日々の授業改善に取り組んでほしいということでありました。

3点目の「伝統・文化への理解を深める教育と国際理解教育の推進」では、生涯学習係と小・中学校が連携し、「総合的な学習の時間」において、ふるさと女川に関する自然や歴史、伝統文化に直接触れることにより、郷土のよさに気付くことができる学習が充実している。今後も外部指導者と教員の情報と認識の共有を図って、さらに充実した活動となるよう期待したいというご意見を頂戴しました。

また、「国際理解を育む教育」については、東日本大震災当時から支援をいただいているカタール国生徒派遣事業を実施し、6名の生徒が現地に出向き、文化や習慣について学ぶことができた。今後は、さらに中学校の英語と9年間のカリキュラムを充実させるとともに、ＩＣＴ機器やＡＬＴなどを存分に活用しながら、カタール国との交流活動を中心に、国際理解教育について児童会・生徒会が主体となった活動等が充実することを期待するとのことでした。

4点目の「9年間を見通した小中一貫教育の推進」については、異学年交流の推進では、児童生徒が一緒に登校したり、休み時間に遊んだりする姿が日常的に見られるなど、本町の目指す子

供の姿に近づいていることは評価できる。今後も、小学校6年生の部活動体験活動や小中縦割り交流会などを充実されることで、女川町ならではの「思いやりの心」を育む教育活動の充実に期待したいとの助言をいただきました。

続きまして、基本的方向2「豊かな人間性、健やかな体の育成」につきましても、大きく4点についてご意見を頂戴したところでございます。

まず、「心豊かな人間性とたくましい心をもつ子供の育成」では、道徳教育推進教師による授業の資料提示や授業づくりの提案が行われ、経験年数が少ない教員にとっての研修の場にもなっている。道徳教育はいじめ防止教育の要であって、今後も「考え、議論する」道徳の学習を目指して取り組んでほしい。

また、読書活動の取組について、感性豊かにしたり、読解力を身に付けたりするためには、読書習慣の確立が欠かせないが、児童生徒の生活を見るとじっくり読書をするという時間が少なく、慌ただしく日々を時間に追われている現状がある。改善に向けて、今後も朝読書を増やしたり、読書することの楽しさを理解させたりして、読書の習慣化への指導の充実に努めてほしいということでありました。

「健やかな体づくりと体力・運動能力の向上」では、体力・運動能力テストでは、昨年度の小学校の課題であった「ソフトボール投げ」や「20mシャトルラン」では全国平均を上回る結果となっている。また業前マラソンや縄跳び運動に取り組んだことによって、「20mシャトルラン」「50m走」が全国平均を上回る学年が見られるようになっている。中学校においても、体育実技の取組で準備運動の工夫や一人一人が自分の課題に合った運動について選択制を導入した成果が見られた点も特筆すべき取組である。

しかしながら、健康面での実態把握や保健体育の充実については、長年の課題でもある体重について小・中学校ともに全国平均を上回り、肥満傾向の結果が出ていることは生活習慣病へつながることからも大きな課題である。

「健康的な生活習慣と望ましい食習慣の定着」では、「スマイルタイム」や保護者への働きかけなど食育や虫歯予防、肥満対策などに取り組んでおり、一定の成果が見られる。今後も、偏食や肥満が健康に与える影響など、教職員で共有し、家庭との連携をさらに強めながら取組を推進してほしいということでありました。

「系統性のある防災・減災教育の推進」では、「女川原子力発電所第2号機」が13年ぶりに再稼働し、原子力避難訓練も実施するなど「屋内退避」も素早く安全に避難することができるよう確実に実施している点は評価できる。今後も、原子力発電所の立地自治体として、「原子力防災安全教育」の充実を町や県と連携を図りながら、さまざまな状況を想定しての訓練を継続して実施してほしいとの助言をいただきました。

続きまして、基本的方向3「一人一人の子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、3点についてご意見をいただきました。

まず、「きめ細やかな特別支援教育の推進」では、本町で設置している特別支援連絡協議会において、特別支援教育の課題等についての研修会が行われ、現場での教育実践、コーディネーターの使命、保護者や教員、地域住民に求められることなど、幅広い視点から学ぶ機会が得られていることが伺える。また、民生委員や区長等、幅広い層からの参加者があって、特別支援教育が総合的に推進されている点が素晴らしい。

2点目の「女川町特別支援教育推進協議会の充実」では、児童生徒が挨拶や礼儀、マナー等の社会性や人との関わりが身に付いていることからも、地域の方々と関わる機会の持てる「つばくろ会」の存在は大きい。今後とも学校と関係機関が連携しながら取組をさらに推進してほしいということでありました。

3点目の「共に学ぶ教育推進モデル事業の推進」については、特別支援学級の教室を校舎内中央に配置したことの効用が、さまざまな場面で見られる。県中学校総合体育大会での活躍や文化祭等の学校行事において、支援学級の児童生徒の努力や頑張りに対して称賛する姿が見られることも、インクルーシブ教育としての素晴らしい光景であるとのご意見を頂戴しました。

続きまして、基本的方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」につきましても、4点ご意見を頂戴しました。

まず、「教職員の資質・能力の向上について」では、本町は、「女川の子供たちは、女川の教師が育てる」を標榜する。その気概を具現化しようと進められている各取組から、「全ての子供たちに質の高い教育を保障する」と「教職を魅力ある専門職として確立するとともに、地域の人・もの・ことも組み入れ持続可能な教育基盤を構築する」との使命感がくっきりと浮かび上がる。その明確な使命感のもと、児童生徒の成長を引き出そうと努力を払っている教職員、学校教育を見守り支えるとともに家庭教育・

社会教育の一実践者として我が子や地域の子らに向き合う町民に対して、諸施策を通じて教育環境の一層の充実を働きかける本町教育行政の姿勢を高く評価したいということでありました。

「開かれた学校づくり」については、本町においては、学校評議員制度や発足以来14年間継続している「女川の教育を考える会」も生かし、課題も含め学校情報を積極的に提供するとともに協働で課題解決に取り組む体制を構築している。

また、新型コロナウイルス感染症流行の影響で休止していた「みんなの部屋」が再開され、学校教育目標達成に向け協働実践を担う保護者や各種ボランティアといった地域住民らも戻ってきた。今後も、教職員、保護者、地域住民等、学校内外の知の総和を期待したいとのご意見を頂戴しました。

「安心・安全で質の高い教育環境の整備」では、日常点検の徹底は、各種施設の安全管理にも通底する。安全・安心な教育環境には、前からやってきたという慣れや当たり前、これぐらい大丈夫という認識の緩みにこそ、落とし穴が潜む。それを減らすためにも、安全に関わる各種マニュアルや連絡体制等の日常点検と改善・更新、共有を行い、平時からのリスク管理に努めてほしいというご意見を頂戴しました。

「情報化に対応した教育の充実」では、情報化に対応した教育とは、電子黒板やタブレット等を授業に常に活用すればよいのではない。授業のねらいを明確にし、その達成に向け教育内容の特性や児童生徒の実態に合わせて、適切にＩＣＴ機器を取り入れ学習を展開していくといった、一連の授業構想の確立こそが肝要であるとのご意見を頂戴しました。

続きまして、基本的方向5「家庭、地域、学校が連携・協働して子供たちを育てる環境づくり」につきましても、3点ご意見を頂戴しました。

まず、「家庭の教育力を支える環境づくりの推進」について、教育の営みは、生涯の成長発達の起点としても大切な役割を担うことから、植物の成育過程に重ねて「種まき」と言い表されることがある。その意味においては、「すばらしいおながわを創る会」や「潮活動」等の取組も、人と関わることで味わえる心地良さが起点となって、将来の自分像を考える学習機会としても、児童生徒にとって大変有効であると捉える。実践には関係者等との連携・調整の難しさもあるが、活動の継続と充実を大いに期待したいとのことでした。

「安心して子供を育てることのできる環境づくりの推進」につ

いては、前年度の活動・講座に「女川弁かるた講座」「マグロ船を見学しよう」等、新たな取組も加わり、多様さと実践回数の多さが一層増している。安心して子供を育てる環境づくりに、まさに「チーム女川」で取り組んでいる様子が伺えるとのことでした。

「家庭、地域、学校の信頼関係づくりの推進」では、町が企画し主催する事業については、対象者や運営に携わる人・団体など、直接的な関係者が多い。加えて、参加等に至らずも名称を耳にする町民等、間接的に関係する人もおり、すそ野は広い。そのことから、時代のすう勢を踏まえつつ、今後も多角的な視点で改善等を進めてほしいとのご助言をいただきました。

最後になります。

基本的方向6「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」についても、3点ご意見を頂戴しました。

まず、「誰もが学ぶことができる環境の充実」では、今年度もまた、多様な講座等が設定された。その背景には、各地区等の要望を丁寧に聞き取り、可能な限り応え企画しようとする、“町民ファースト”という町の姿勢が伺える。各講座受講者は、前年度に比べ50人増加した。その好傾向をもたらすために講じてきた努力等を大いに評価したいということでありました。

「文化芸術による地域づくりの推進」では、文化財の保護はもとより伝統芸能の継承を通じて、郷土への誇りと愛着を育もうとしている取組は素晴らしい。今後も、小中合同文化祭等の機会を生かし児童生徒の関心を高めながら伝統文化の素晴らしさを理解させてほしいということでありました。

「充実したスポーツライフの実現に向けた環境の整備」につきましては、これまでも、本町においては、町民が利用しやすい運動環境整備やスポーツイベントの開催による人と人との交流促進を図ってきた。今後もその継続・充実を進めつつ、町民に対する、健康保持促進に係る更なる意識向上への働き掛けやスポーツライフ充実に通じる取組を意欲的に展開していくことを期待したいということでありました。

以上、大変大ざっぱな説明で恐縮でございますが、教育行政評価委員会から頂戴しました評価やご意見を踏まえて、今後の女川町教育行政の推進、充実に真摯に取り組んでまいりたいと思っています。

なお、この報告書につきましては、後ほど、町のホームページに掲載し公表することとなっております。

以上で、報告書に関する説明とさせていただきたいと思います。それでは、報告は以上でございますが、皆様方からご意見等よろしくお願い申し上げます。

今回、ご存知のとおり、令和7年4月に教育大綱を改訂しました。このような百何ページにわたる報告書については、今年で最後かなと。大変申し訳ないのですが、次年度以降については、せいぜい30ページくらい、コンパクトにまとめるような形で皆様に報告がいくようにしたいというふうに思っているところであります。そのあたりについてもご承知おきいただければというふうに思います。

中村委員何かありませんか。

中村委員

今回の点検・評価においては、新しく昨年度の課題を捉えた今年度の実施状況という観点が追加されています。これは本当に課題解決に取り組んだということがよく分かって、いいなと思いました。前回評価したことが次の実践や指導に生かされていくという望ましい評価サイクルに近づいているという点で、この項目を追加したということは、すごく良いことだなと思います。

ただ、残念なのが、事業の成果と課題というところで一本にならんんですね。昨年度は確かに、今後の課題と改善策というふうに、成果の部分と課題・改善策の部分と分けて、きちんと項目付けられて表現されていたので、課題はこれなんだと。それに向けて解決する方策まできちんと、方向性ですけれども、考えられているという点ですごくはつきりしていて、良かったんですね。今回はその課題が何だったかというののははつきりしていたので、その課題に向けてこんな取組をしたんだというのを表されていて、すごくいいんじゃないかなと。

ところが、今回、また成果と課題というのを一体になって、読めば、これは成果だとか、これは課題だということは分かるんですけども、やはり課題というものは解決すべきものだから、はつきりと示さないといけないと思うんですね。課題があいまいだと、もちろん解決策もあいまいになるし、解決策があいまいだと成果にはつながらないですから、前回のように、事業の成果と課題を一本化してただ羅列して書くのではなくて、成果としてはこういうものがあったけど、課題としてはこういうものが残ったから、こんな方向で解決していきたいんだというところで、前回の評価はここが素晴らしいから、今回追加された昨年度の課題を踏まえた今年度の実施状況という表記につなが

ったんだと思うんですね。それが、せっかくいい方にいったのに、また一つ減らすと。いい方にいたら、さらにもっとプラスしていけばいいのに、なぜまたマイナスで引いてしまうんだという、その辺がどうなっているのだろうというふうな気になりました。

ぜひその辺をもう一度、やるとしても、課題だけは本当にはつきりとさせていただきたいと。それが改善策につながるのではないかなと思います。

あと、今後はすごくスリム化していくことであるので、本当にスリム化していいと思います。前回とほとんど同じですから。だからスリム化して、残った課題をこんなふうにしてきたんだというところさえ分かって、それが成果としてこうなったとか、あるいは成果につながらなくても、こういう取組をしたけどだめだったということでもいいので、そういう部分だけでいいのではないかなと思っています。

表記についても、実施状況とか成果についても、児童生徒が主体であれば、そこに、成果であったとしても、根拠とか裏付けが見える書き方をなさるといいのではないかなと思うんですね。せっかくの分厚い点検・評価の報告書ですから、どうせやるなら、きちんとしたものにしていただければなと思います。

以上です。

ありがとうございました。

ほかにございませんか。

私もまさしく中村委員がおっしゃった意見に賛同なんですけれども、まず一つは、今後スリム化していくという、これは非常に大事かなというふうに思っています。作るだけで、結局読む人は限られた人ということになるので、女川の教育を広く知らしめていくということでも、スリム化して、簡単に分かりやすく知ることができるように形式にしていくことが今後大事かなというふうに思います。

それと、その際にも、P D C Aですね。中村委員がおっしゃっているのはそのことだと思うんですけども、それをはつきりさせていくという意味ですね。そういうスタイルで仕上げていくというのは非常に大事なことかなというふうに思います。

教育行政評価委員の意見を見ましたけれども、非常に貴重なご意見で、参考になる部分もいろいろあるかなというふうに思いました。

ただ、一つ、「きめ細かな特別支援教育の推進」というところで、

最初のところに発達障害者支援法の第8条を書いているのですが、これがどれにつながっているのかが私はよく分からず、なぜこれがここに出ているのか。ひょっとしたら、インクルーシブ教育をさらに推進してほしいということの意図なのか。あと二つ文言があるんですけれども、個別の教育支援計画というところで出しているのかどうかだけちょっと意味が読み取れなかったというのが、少しここは残念だなというふうに思いました。以上です。

教育長 ありがとうございます。

横井委員 いかがですか。

横井委員 気になった部分としては、職業体験学習の実施の事業実施状況の部分で小学校、生涯学習係が事業所との連絡を主に請け負って、担任が受け身になってしまったことも多かったという形で載っているのですが、この部分は、学校の先生が忙しくてということも分からなくはないのですが、一般の方々と先生方がじかに連絡を取り合う、あるいは、いろいろ考えさせられる部分もあったりするということは非常に大事かなと思いますので、忙しいながらも、お任せではなくて、自分でその部分は請け負ってもらえたなら、もっと先生の成長にもつながるのではないか。特に若い先生はと思います。

「分かる授業」の充実と研究会の開催の事業実施状況の部分で校内研究の授業研究会は年に3回、これに訪問指導を加えた全4回実施したと。ただ、その事業の成果と課題の部分にいくと、「提案授業を3回と設定したが、一つの学年に偏ってしまい、生徒全体の様子が見えにくかった。教科が変わることで生徒の変容が見えにくかった」。さらに、「定例職員会議内に設定していたが、研究主任が出張で不在のことが多く、検討・共有が薄くなってしまった」ということは、どういうことなのだろうかと。そうなら、やった意味もやろうとしていることも何にもなっていないのではないかと、極端な言い方をしてしまうとなってしまう。

それから基礎学力充実支援事業の事業実施状況、中学校の検定受検状況の部分、英語などは令和4年度、5年度、6年度が24人から25人と多いのですが、漢字検定が6人、4人、4人、数学検定が11人、8人、6人と逆に下がってきている。こういったところも、いろいろと補助まで出している中で、効果というのはどうなのかなと。

教育長 貴重なご意見ありがとうございます。

	<p>山内委員お願いいたします。</p> <p>本当にお三方のお話のとおりだと。特に横井委員の話はもっとだなと思うところが多かったなと思います。</p> <p>我々の個人的にというか関わっている活動として、検定の部分であるとか、そういうところは同じような疑問を持っているというか、今後どういうふうに取り組んでいかなければいけないのかな、学校とどういうふうに協働していかなければならぬのかなと思うところもあったので、まさに今のお話のとおりで、今後、より一歩二歩と進められるような考え方をしていきたいというのは改めて思いました。</p> <p>あと、学力向上という話もよく出ていますけれども、子供たちがどれくらい学力、自主的に取り組んでいるのかなというところがすごく疑問のところが多いなというのと、あと、こういったところの数字でも表れているなというのが改めて確認できたので、今後どういった取組ができるのかというのは、学校とも考えながら一緒にやっていければということを思いました。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>貴重なご意見賜りました。ありがとうございました。</p> <p>議案第8号について、ほかにご質問等ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
教育長	<p>なければ、承認ということでおろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
教育長	<p>それでは、議案第8号は承認されました。</p> <p>議事は、以上です。</p>
12 報告事項	
教育長	<p>次に、「報告事項」に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、私から報告をいたします。</p> <p>昨日が第2学期の始業式ということで、いよいよ第2学期が始まりました。</p> <p>今年の夏は本当に猛暑で、そんな中でも子供たちにとっては思い出に残る夏休みになったものと思っています。</p> <p>それにしましても、先程からお話をしているのですが、7月30日(水)の津波警報に驚きました。こんなこともあるんだなと思いながら対応しました。</p> <p>皆様にも大変なご迷惑をおかけしました。先月の会議でお伝えできなかった点、あとで報告をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。</p> <p>そんな夏休みであったのですが、おながわみなど祭りや研修視</p>

察の対応など、また、部活動、プール指導等、先生方によく頑張ってもらつたなと思っています。

何日間か熱中症対策のために部活動やプールが中止になった日もありました。それでも、先生方には細やかに対応してもらつたというふうに思っています。

これからまさしく充実の秋に向けて、子供たちのみならず、先生たちも燃えながら、教育活動にまい進してほしいと願っているところであります。

まず、学校関係について、7月27日（日）、暑い日ではあったのですが、おながわみなど祭りが開催されまして、小学校が鼓笛隊、中学校が吹奏楽コンサートで祭りに花を添えてくれました。また、次の日の朝、生徒会長が音頭を取って、ボランティアでの早朝清掃を行いました。小・中学生が30人から40人、教員、そして我々教育局の職員も参加して、一緒に汗を流してきました。

7月29日（火）、今年も東部地区の小中学校教育課程研修集会が女川小・中学校、生涯学習センターを会場に開催されました。たくさんの先生方に来町いただきて、設備の整った校舎等で話し合いを行ってもらいました。次年度もぜひ継続していきたいと思っています。

8月5日（火）、おにぎり大使として派遣事業に参加した2人が無事帰国しました。途中、インフルエンザが流行したようで、大事をとって、8日（金）に予定していた町長への報告会が20日（水）に延期となりました。2人とも元気に帰ってきました。

8月20日（水）、恒例の秋田県東成瀬村への研修視察ということで、今年も小中連携夏季研修会に参加してきました。

私も2年連続で参加させてもらったのですが、20年近く東成瀬村の小・中学校を指導してこられた秋田大学の阿部昇先生という先生がいらっしゃるのですが、その先生がいろいろと講義をして、我々も聞いてきたという話でございます。

「秋田スタイル」については、お話をしているかと思います。去年も同じ話をしたのですが、研修会中に、後ろに前教育長も座っていて、「すごいですね。先生たちも立派ですね」という話をしたら、去年は20年と言われたんですが、今年は、「いやいや、16年かかったんです、先生」と言われて、本をご寄贈いただきました。

非常に一生懸命やっている学校なので、私は本町と似たような雰囲気のある学校かなと思っている部分もあって、何かというと、小さい学校で一生懸命頑張っているというのがとても響く

んですね。小学校、中学校合わせて全校で100人もいないような学校なんです。でも誇りを持ってやっている姿というのが素敵だなと思って、これからも続けていきたいと思っていました。会議、研修、教育委員会関係についてお話をします。

8月8日（金）、県教育委員会の教育長をはじめ、県北部の教育長が参加しての教育懇話会が開催されまして、横井委員と出席してきました。

内容は、子供の学びや生活の連続性についての情報交換が主なものでした。

気仙沼市、東松島市の教育長からそれぞれの取組についての情報提供もあって、私は数年前に作成した「架け橋プログラム」の話をさせてもらいました。

8月9日（土）、第34回女川光太郎祭がまちなか交流館で行われて、私も初めて参加してきました。

女川中学校第3学年の男子が光太郎の「道程」を読んだのですが、非常に上手に読んでいました。

高村光太郎をこよなく愛する方々はこんなにいらっしゃるんだなど。ギターに合わせて詩の朗読をするんです。とても素敵なかなというふうに感激して帰ってきました。

8月14日（水）から20日（火）まで、今年もH L A Bの研修会が実施されました。

参加した大学生、それから高校生、みんないい顔をして、女川町出身の高校生は、今年4人参加なさって非常に充実した活動になったかと思います。

8月21日（木）、第2回目となる教育行政評価委員会を実施しました。

8月23日（土）・24日（日）に女川町を会場にして、柔道と軟式野球のミニ国体、いわゆる東北大会が女川で行われました。

開会式等に参加してきました。ちょっと暑かったのですが、冷風機があってよかったですと思いつつ帰ってきました。

その他に移らせていただきます。

いよいよ9月議会が9月3日（水）から始まります。前年度である令和6年度分の決算が中心ですが、一般質問でも数名の議員から質問が来ているという状況であります。

二つ目ですが、教員採用選考の一次試験の結果が先日通知されまして、女川小・中学校関係では、1名の養護講師が受験し、合格しました。

先日から教育委員会もバックアップしながら、面接練習等の二

次試験対策を行っていて、いよいよ明日が二次試験の日となっています。非常に日程が早いんですね。今日の午後、私も面接練習を行う予定です。合格を心から願っているところであります。女川小学校・女川中学校の主な行事予定を含めて、学校から上がってきたものについて、全国学力・学習状況調査の結果も併せ、後ほどの協議会の中でお話をさせていただきたいと思います。

私からの報告は、以上となります。

9月もどうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、教育局長から報告をお願いします。

それでは、報告させていただきます。

まず、日程関係ですが、実施済みに関しては、ご覧のとおりとなります。

20日（水）、先程もお話がありました、おにぎり大使の本町から2名の派遣者が町長に報告に来ました。非常に貴重な体験だったと、ぜひまた機会があれば海外に行ってみたいというような報告で、町長からは、その経験をぜひ後輩たちに伝えて、よりその魅力を伝えていってほしいというお言葉がありました。

今後の実施予定です。

本日午後2時から教員採用試験二次試験対策ということで、教育長が対応します。

9月3日（水）から、会期日程は約10日ぐらいになりますが、9月の定例会が開催されます。

決算議会になりますので、決算が中心となりますけれども、2名の議員から3問の一般質問をいただいております。詳しくは来月の教育委員会で報告したいと思います。

続いて、その他になります。

令和6年度の学習塾代等支援事業交付実績がまとまりました。

昨年度とほぼ同じくらいの実績となっております。

高等学校等通学費等補助金、昨年より少し補助金額が多いのですが、交付件数82件のうち、10件が石巻圏域外に下宿を含めて通っている子供たちとなります。下宿の人数増が補助金額の増加につながっているという形です。

次に、令和6年度基礎学力充実事業についてでございます。

山内委員と今後の受検率のアップについていろいろと今後協議していければというふうに思っております。

生涯学習・体育振興になります。

主なものについてご説明させていただきます。

	<p>9月もさまざまな事業を実施予定でございます。 生涯学習事業についてです。</p> <p>まず、家読推進事業で、子供養成講座がいよいよ佳境を迎えております。9月13日（土）、27日（土）が最後になります。</p> <p>老壮大学が9月24日（水）に2回目を行う予定でございます。</p> <p>女川町協働教育プラットフォーム事業の学校講師派遣ですけれども、9月については4回講師を派遣する予定であります。</p> <p>体育振興事業です。</p> <p>女川町教育委員会主催事業として、9月27日（土）、地区対抗ペタンク大会が開催される予定です。例年大変盛り上がるといいますか、白熱する事業になります。今年もそれが期待されると思われます。</p> <p>東北社会人サッカーリーグ1部コバルトーレ女川、現在好調ですけれども、いよいよ佳境で、第17節が最終節になります。この時点で優勝というのが決まっていればよろしいのですけれども、9月28日（日）に最終戦が女川町であるということでございます。</p> <p>以上です。</p>
教育長	<p>報告は以上となりますが、委員の皆様方から、ただ今の報告事項についてご質問、ご意見等ございましたらお願ひします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
教育長	<p>それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。</p>
13 そ の 他	<p>それでは、「その他」に入ります。</p> <p>何かその他で報告等ございますか。</p> <p>なければ、「その他」については、よろしいでしょうか</p> <p>（「はい」の声あり）</p>
教育長	<p>それでは、再来月の日程を組ませていただきます。</p> <p>[10月28日（火）午前10時からということで調整]</p>
教育長	<p>それでは、10月の教育委員会は、10月28日火曜日午前10時からということで、組ませていただきます。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>なければ、本日の教育委員会をこれで終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
14 閉 会	午前11時45分
15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。	<p>報告第2号「専決処分の承認を求めるについて」（承認）</p> <p>報告第3号「専決処分の承認を求めるについて」（承認）</p>

議案第 13 号「令和 7 年度女川町教育委員会活動状況に関する点検及び評価報告書（令和 6 年度実施分）について」  
(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

参事 佐藤 拓也

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和 7 年 9 月 24 日

会議録署名委員

3 番委員

中村 仁美子

4 番委員

山内 哲哉